

請求人 宛て

横浜市監査委員	酒 井 良 清
同	高 品 彰
同	前 田 一
同	瀬之間 康 浩
同	麓 理 恵

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和 8 年 3 月 23 日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」といいます。）第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。（却下）

（理 由）

法第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填する等のために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

本件請求において請求人は、「被保険者が労災認定を受けたことに伴い発生した医療費返還請求権（私債権）について、誤った法解釈及び時効の不当な援用により一部期間（平成 28 年 8 月から平成 30 年 12 月分）の公金の回収を放棄した。」と記載しています。

事実証明書の記載を基に状況を整理すると、事案は次のような経過と史料されます。

- (1) 特定個人が、自己の傷病につき、横浜市国民健康保険を適用して医療機関による医療を受けた後、当該傷病の原因が労働災害であるとの認定を受けた。この場合、当該個人が同国民健康保険を適用した法的根拠が失われるため、横浜市は、当該個人に対し、同保険給付分（医療費の 7 割）の返還を求める必要が生じた。
- (2) 横浜市は、この返還請求時点において受診日の翌日から 5 年を経過したものについては、消滅時効にかかったとして返還請求を行うことができないと判断し、令和 6 年 1 月に、当該個人に対し、この時効消滅にかかったとされた分（平成 28 年 8 月から平成 30 年 12 月までの分）を除き、平成 31 年 1 月から令和 5 年 10 月までの保険給付分の返還を請求した。

(3) 労働基準監督署の令和6年9月2日付の通知において、横浜市国民健康保険の保険者である横浜市から当該個人に対し当該消滅時効にかかったとされた保険給付分の返還請求が行われていない旨が示されている。

このことから、請求人は、横浜市が、当該個人に対し、当該消滅時効にかかったとされた保険給付分の返還請求権を行使していないことをもって、財産の管理を怠る事実を主張しているものと解されます。

また、請求人は、「厚生労働省（平成30年4月27日事務連絡）は、医療費返還金を「私債権」と定義している。市は当初これを「公債権」と強弁し、地方自治法第236条を根拠に5年の時効を適用して一部の債権を切り捨てた。」と記載し、横浜市が消滅時効についての法律解釈を誤ったと主張しています。

法242条第2項では、監査請求は当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときはすることができずと規定されていますが、財産の管理を怠る事実には、監査請求の期間制限は適用されないと解されています。（最高裁判所昭和53年6月23日判決参照）

しかし、怠る事実は、学説において、いわゆる真正怠る事実（※1）と不真正怠る事実（※2）とに区別されており、上記期間制限が適用されないと解されるものは、前者に限られ、後者については、先行する財務会計上の行為を基準としてこれが適用されると解されています。

本件は、横浜市が、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づき、特定個人の医療費にかかる保険給付（7割）をした後、当該個人の医療の対象である傷病の原因が労働災害であるとの認定がされ、当然にその給付の法的根拠が失われた結果、当該個人に対し、その給付額の返還請求権を有するに至ったものですから、本件における怠る事実は、横浜市の保険給付（公金の支出）という財務会計上の行為を先行行為とする実体法上の返還請求権の行使を怠るものであり、不真正怠る事実に該当します。

この場合、先行する財務会計上の行為のあった日又は終わった日から1年以内であるか否かを請求の期限として判断すべきものと解される（最高裁判所昭和62年2月20日判決参照）ところ、労働災害の認定がされた結果、横浜市の保険給付の法的根拠が失われ、当該個人に対し実体法上の返還請求権を行使することができるに至ったのが、遅くとも横浜市が当該個人に対し請求した令和6年1月ころであると解され、その時から本件請求のあった令和8年3月23日まで1年を超える期間が経過しているため、請求の期限を徒過しています。

この場合、請求人につき、法242条第2項が定める「正当な理由」があるかどうかの問題となりますが、この「正当な理由」は、請求人が、相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものです（最高裁判所昭和63年4月22日判決参照）。請求人の主張する「公金の回収を放棄した」ことは、横浜市が労災認定の後、過去の保険給付について返還請求を行っていないことを前提とする主

張です。そのため、本件における「正当な理由」は、請求人が横浜市の保険給付の返還請求の状況を覚知した時から相当な期間内に本件請求をしたかどうかによって判断すべきです。

この相当な期間について、判例は、「遅くとも平成元年12月13日ころには（中略）知ることができたというべき」ものを、翌年「3月7日に初めて監査請求をしたものであるとすれば、上記の相当な期間内に監査請求をしたものということとはできない。」と示しています（最高裁判所平成14年9月12日判決参照）から、この期間は、請求人の覚知後3か月間を下回る程度のものであると解されます。

事実証明書によれば、請求人は、遅くとも令和6年9月の時点で横浜市が当該保険給付のうち平成28年8月から平成30年12月分の返還請求を行っていないことを覚知していたと考えられます。しかし、請求人が監査請求を行ったのは令和8年3月であり、覚知してから約1年6か月間が経過していたから、上記相当な期間が経過していたと言わざるを得ません。

以上から、本件請求は、法に定める請求の期限を経過していたものであるところ、これについて、請求人に正当な理由があると認めることができません。

以上のことから、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。

なお、本件において問題とされた保険給付の返還請求権が消滅時効にかかったかどうかはともかく、当該個人が横浜市に対し任意にこれを返還することは法的に許されるから、当該個人が居住する横浜市のため、自らこれを返還することが望まれます。

※1：特定の財務会計上の行為の違法等とは無関係に生じる実体法上の請求権の行使を怠る場合（例. 税金が納期限までに納入されない場合に、督促処分や滞納処分等の作為義務を行わず、不作為を継続している場合）

※2：先行する財務会計上の行為が違法等であることに基づいて生じる実体法上の請求権の行使を怠る場合（例. 補助金の交付が違法等であることにより生じる返還請求権の行使を怠る場合）